



## (医)新生会さんが「えるぼし認定」を取得しました！

豊後高田市の(医)新生会「高田中央病院」が、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(通称「えるぼし認定」)を取得し、大分労働局において認定書交付式が行われました。

「えるぼし認定」は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定するものです。

今回の認定は大分県で**第1号**です！！



南保局長

瀧上茂理事長

瀧上淳事務

(えるぼしマーク)



↑クリック↑  
女性活躍推進法のページへ

「えるぼし」とは

平成 28 年 4 月 1 日から、**女性活躍推進法**が全面施行され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられました(労働者数 101 人以上の事業主にも努力義務があります)。

「**えるぼし認定**」は、この一般事業主行動計画の届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組**の実施状況等が**優良な企業**を認定する制度です。

認定を受けた事業主は、下にある認定マークを商品や広告などに付けることができ、女性活躍推進事業主であることを広く P R することができます。そのため、**優秀な人材の確保**や**企業イメージの向上**等につながることを期待できます。

～えるぼしマークについて～

- 「L」には、Lady (女性)、Labour (働く、取り組む)、Laudable (賞賛に値する) など様々な意味があります。
- 「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

